電波監理審議会（第１１４８回）議事録

１　日時

令和７年１０月２４日（金）１５：００～１６：０８

２　場所

Ｗｅｂ会議による開催

３　出席者（敬称略）

（１）電波監理審議会委員

笹瀬　巌（会長）、大久保　哲夫（会長代理）、長田　三紀、西村　暢史、
矢嶋　雅子

（２）審理官

古賀　康之、三村　義幸

（３）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋　基暢（情報流通行政局長）、近藤　玲子（大臣官房審議官）、
井田　俊輔（総務課長）、根本　朋生（放送技術課長）、
坂入　倫之（放送業務課長）

（総合通信基盤局）

湯本　博信（総合通信基盤局長）、翁長　久（電波部長）、
飯倉　主税（総務課長）、小川　裕之（電波政策課長）、
佐藤　輝彦（移動通信企画官）、向井　ちほみ（電波環境課長）

（４）幹事

松下　文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
柏崎　幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

４　目次

（１）開　　会…… １

（２）諮問事項（情報流通行政局）

株式会社ＴＢＳテレビ所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許可（テレビジョン放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信所の移転）（諮問第２７号）……１

（３）報告事項（総合通信基盤局）

①　価額競争の実施方法に関する情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会の報告（案）……５

②　令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果（衛星ダイレクト通信に使用している２ＧＨｚ帯）……５

③　電波の利用環境の在り方に関する検討結果……１６

（４）報告事項（有効利用評価部会）

有効利用評価部会の活動状況……２６

（５）閉　　会…… ３０

開　　会

○笹瀬会長　それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の１０月期会議につきましては、委員各位のスケジュール等の状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項１件、報告事項４件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしくお願いいたします。

（情報流通行政局職員入室）

諮問事項（情報流通行政局）

株式会社ＴＢＳテレビ所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許可（テレビジョン放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信所の移転）（諮問第２７号）

○笹瀬会長　それでは、議事を開始いたします。

諮問第２７号「株式会社ＴＢＳテレビ所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許可（テレビジョン放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信所の移転)」について、根本放送技術課長から御説明よろしくお願いいたします。

○根本放送技術課長　放送技術課の根本と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料の１ページを御覧ください。諮問の概要ですが、ＴＢＳテレビの親局である特定地上基幹放送局について、こちらは従前から、損壊または故障の発生時に予備の機器に速やかに切り替えられる措置、それから、予備送信所の設置など､安全･信頼性の確保のために必要な措置を講じてきたところです。

今般、ＴＢＳテレビは、発災時の交通混雑などのリスクを低減するため、予備送信所の設置場所を現在の東京タワーから、演奏所至近の場所へ変更することを希望し、今回、申請をしてきたということになっております。

本件は、電気通信設備の構成には変更を及ぼさず、軽微事項として諮問不要となり得るものではございますけれども、放送区域内の世帯数が特に多いことから、電波監理上重要かつ異例の事案に該当するものと考えております。本日は、この諮問の申請のうち、電気通信設備の変更の許可について諮問をするものです。

２番目の変更の概要についても、その旨記載してございます。

３番目、審査の結果でございますけども、本件のような電気通信設備の変更については、電波法関係審査基準中の準用規定により、放送法関係審査基準に即して適合性を判断することになっております。詳しくは後ほど説明いたしますが、本件についても適合するものと考えております。

今後の予定ですけれども、答申を受けた場合は、申請者に対し速やかに変更を許可する予定でございます。

２ページ目を御覧ください。こちらは、電気通信設備の変更の概要をまとめております。ＴＢＳテレビでは、左側が現在でございますけれども、番組送出設備から中継回線を介して放送局の送信所、送信設備に至る系統となってございます。右側には変更後がございますが、それぞれ対比しますと、点線の箇所

が変更点となっております。この変更の理由につきましては、災害時における対応の迅速化などということでございます。

３ページ目を御覧ください。基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更について、その審査項目を示してございます。上の欄にありますように、①の設備の損壊または故障に関する措置と、②の品質に関する措置については、満たすことを求めております。本日の変更点は、予備送信所に関するものでして、このうち、①の設備の損壊または故障に関する措置に該当いたします。

個別の措置項目としては、下の表のようになってございまして、予備送信所は、このうち（１）の予備設備の項目において審査をすることになっております。

４ページを御覧ください。４ページ目は、今般の電気通信設備の変更に関して､その審査項目を書いてございます｡①から③が書いてございますけれども、予備送信所は、このうち③の下線部に当たる措置になっております。冒頭に申し上げましたように、ＴＢＳテレビの親局では、①と②の措置を既に講じているところでございます。具体的には、予備の機器の設置、それから、予備の機器への速やかな切替えということが親局の側で可能になっております。本日の申請対象となる措置は、予備のさらにまた予備ということになりますので、基準の上では適合しているものと認められます。

以降のページは参照条文でございます。

なお、資料中にはございませんけれども、本日の変更に際して、周辺区域では若干電界強度が下がるところがございますが、こちらについては、基本的にほかの中継局からの電波などで対処ができるというふうに考えてございます。

本日の御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしてい

きます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　御説明ありがとうございました。適切な変更で、同意いたします。

１点だけ確認です。今回、電波監理上重要かつ異例の事案に該当するということで、世帯数の多さというところが挙げられています。これは今後、例えば東京の同じようなキー局の同様の事案に関しては、同じようにこの変更の許可ということが諮問されると、そういう理解でよろしいでしょうか。以上です。

○根本放送技術課長　ありがとうございます。今後も同様な多数の世帯をカバーするものがあったときには、同じように諮問をさせていただくつもりでおります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　よろしいでしょうか。それでは、長田委員、よろしくお願いいたします。

○長田委員　長田でございます。ＴＢＳのすぐ近くのところに移られるということで、そういう意味ではよかったのではないかと思っています。特に意見ございません。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　私も適切な許可だと考えております。特段コメント、意見等はございません。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。私も内容を理解いたしまして、特に意見ございません。賛同いたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私からも特に意見ございません。賛同いたします。どうもありがとうございました。

その他、追加の御意見、御質問、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第２７号に関しましては、諮問のとおり許可することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長　ありがとうございました。

○笹瀬会長　それでは、以上で情報流通行政局の議事を終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方は御退室よろしくお願いします。

続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしくお願いいたします。

（情報流通行政局職員退室）

（総合通信基盤局職員入室）

報告事項（総合通信基盤局）

（１）価額競争の実施方法に関する情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会の報告（案）

（２）令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果（衛星ダイレクト通信に使用している２ＧＨｚ帯）

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。

報告事項「価額競争の実施方法に関する情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会の報告（案）」及び「令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果（衛星ダイレクト通信に使用している２ＧＨｚ帯）」の２件につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明よろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官　私のほうからは、先ほど会長のほうからございました

とおり、価額競争の実施方法について、いわゆる周波数オークションについて、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会の下に作業班を設置して検討を行ってまいりました。その取りまとめの案が、このたび１０月１０日に報告（案）として公表され、現在パブコメ中となっておりますので、その概要について御説明するものでございます。

それでは、報告（案）の中身を御説明させていただきます。資料については、別紙１で本体資料、別紙２で概要資料を御用意させていただいておりますが、別紙２の概要資料に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、１ページ目をおめくりいただきまして、検討の背景・経緯ということでございます。こちらについては、先日の電監審のほうでも御説明をさせていただきましたので、詳細については割愛をさせていただきますが、まず、今年４月に電波法の改正案が国会で成立をしまして、その中で、６ＧＨｚを超える高い周波数帯の活用を促進するという観点から、最も高い価額を申し出たものを落札者として割り当てるということで、価額競争により割当者を選定する制度を導入したということでございます。

そういったことも踏まえて、総務省では、今年の５月に、２６ＧＨｚ帯・４０ＧＨｚ帯における利用意向調査を実施いたしました。その結果、計９者から回答がございまして、２６ＧＨｚ帯について一定の利用意向が示されたところでございます。

こうしたことを踏まえて、今般、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会の下に、価額競争の実施方法に関する検討作業班を今年６月に設置いたしまして、計４回にわたり、この価額競争の実施方法について、主にこの検討事項に基づいて御議論をいただいたところでございます。

次のページをお願いします。こちらが価額競争の実施方法に関する検討に当たっての基本的な考え方ということでございまして、まず、周波数の割当ての

諸条件ということになりますが、こちらについては、利用意向調査において一定の利用意向が示された２６ＧＨｚ帯のうち、既存無線局との共用可能性の高い周波数帯を今回の価額競争の対象とすることとしております。

具体的なイメージについては、この下の図を御覧いただければと思います。こちらについては、共用可能性の高い低いで色分けをしておりまして、白抜きのところにつきましては、これは無線局がないので、すぐに割当てが可能と。薄いオレンジの帯域については、無線局の数が少ないということで、比較的移行のハードルが低いというもの。濃いオレンジないしグレーの帯域につきましては、無線局が相当数あること等を理由に、移行の期間が一定程度必要ということでお示しをしております。そのうち、白抜きの帯域ないし薄いオレンジの帯域を対象に割当候補とするということで、ここで３つの帯域を候補としてお示しをしたところでございます。このうち、利用意向調査では、全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開、あと、地域のエリアを選択的に整備という両方のニーズがございましたので、これに応じるため、全国を割当区域とする枠である全国枠と、地域を割当区域とする枠、地域枠を１枠ずつ設けたいということでございます。

また、新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、地域枠については、新規事業者・地域事業者の専用枠とするということで、これは大手キャリアが応札できない枠としたいということとしております。

また、検討の基本的な考え方でございます。こちらについては、主に２点を基本的な考え方として位置づけておりまして、１点目は、我が国で初めての価額競争であることも踏まえまして、参加者にとってできるだけシンプルで分かりやすい方式とするということ。２点目としまして、周波数の適正な経済的価値が可能な限り反映されるような方式とするということを念頭に検討を行ってきたということでございます。

次のページをお願いします。こちらが価額競争の方式ということでございまして、諸外国において、この周波数オークションというのは様々な方式で実施をしているということでございます。こちらについては、割り当てる周波数枠の数であるとか性質に基づいて適切な方式を選択しているということでございまして、今回については、先ほど御説明したとおり、全国枠１枠、地域枠を１枠ということ等も踏まえて、同時時計オークションというものを採用したいということでございます。

その特徴としましては、以下３点ございまして、まず１点目は、価額を段階的に引き上げながら入札を繰り返すということで、複数回の競り上げ。２点目としまして、全国枠と地域枠、それらを同時に競り上げていく同時開始・同時終了。３つ目としまして、競り人が提示する価額に対して入札者がする、しないの有無を判断する時計方式、これを特徴とした方式を採用したいということでございます。具体的なイメージは、この図にお示しをしておりますので、御参照いただければと思います。

また、その他のルールとしまして、まず１点目は活動ルールというものがございます。こちらについては、諸外国でも一般的に導入されているルールでございますが、例えば、入札をせずに様子見をして、どこかのタイミングで一気に応札をしていくというような行為をできるだけ防ぐために、最初から積極的な入札をしてくださいという、そういう入札行動を促すための措置としてこういったルールが導入されているということでございます。今回の価額競争においてもこのルールを導入していくということでございまして、そのルールについては、入札ポイント制を採用したいということでございます。入札ポイント制の詳細については、この下の文章を御参照いただければと思います。

また、２点目としまして、競り上げ幅ということでございます。こちらについては、大き過ぎても小さ過ぎてもそれぞれデメリットはあるということでご

ざいます。こうした観点も踏まえながら、諸外国の動向も考慮をしまして、枠や区域ごとに設定される最低落札価額の２０％以内の額を各ラウンドで同額ずつ引き上げることとしたいということでございます。

次に、暫定落札の撤回ということでございます。こちらについては、２６ＧＨｚ帯の地域枠については、隣接する区域等で断片的な落札が生じるリスクもあるということでございまして、こうしたリスクも考慮して、地域枠のみ暫定落札の撤回を認めたいということとしております。なお、全国枠については、こうしたリスクはないということなので、認めないということでございます。また、撤回については、制度の乱用といったリスクもございますので、それを防止する観点から、必要最小限の回数としたいということもここに記載をしております。

次のページをお願いします。最低落札価額・保証金・参入促進措置ということでございます。

まず、最低落札価額については、周波数の経済的価値を踏まえて最低落札価額を設定していくということでございまして、現行の特定基地局開設制度に基づいて開設料というものを算定しておりますが、この算定方法を基本とするということで、その具体的なイメージは、この右の図を御参照いただければと思います。諸外国のオークションの落札結果を参考にしながら、補正をかけながら算定をしていくということでございます。このやり方を踏襲しながら、ただ、価額競争では、特定基地局開設料制度と異なりまして、複数回の競り上げが行われるということなども踏まえて、国内外の需要も勘案して柔軟に設定することとしたいということでございます。また、地域枠については、全国枠の最低落札価額に経済規模や人口等の地域性を反映できる指標を乗じて算定をするということとしております。

次に、保証金です。保証金につきましては、諸外国でも、落札者の支払い能

力を確認するという観点から、この制度が導入されているところでございます。事前に金銭を預けて保証金を設定するということでございまして、その金額については、諸外国の事例または我が国の他の制度も参考にしながら、最低落札価額の５％から１０％程度とするということで記載をしております。また、納付手続に係る負担を軽減する観点から、現金以外の納付方法についても選択可能としたいということも記載をしております。

また、新規事業者・地域事業者の参入促進措置でございます。こちらについては、諸外国でも様々な措置が講じられているということでございまして、こちらについては、先ほど御説明したとおり、地域枠については新規事業者・地域事業者の専用枠とするということなので、これをもって措置として促していきたいということでございます。

次のページをお願いします。次のページが、その他の事項ということでございます。まず、競争阻害的な行動を抑止するための措置ということで、こちらについては、談合等の競争阻害的な行動を抑止するという観点から、次の３点を確保するということとしております。１点目が共同入札の禁止ということで、複数の事業者が連携協力をして入札するような行為を禁止するということでございます。２点目として、情報交換・取決めの禁止ということで、入札者間で価額競争に関する情報交換や取決めを行ってはならないということも確保していくということでございます。最後に、適正な情報開示ということで、こちらについては、例えば各ラウンドにおける入札数等の入札情報については、適正な価額形成に資するという面もございますので、こちらについては、各ラウンドの終了後に参加者に対して開示する一方で、情報を多く開示し過ぎてしまうと、談合等のリスクも起こりますので、そういった入札者の特定につながるような情報については非開示とするというような措置も講じていきたいということでございます。

最後に、参加者及び落札者が満たすべき条件ということでございます。こちらについては、現行の特定基地局制度の開設指針におきまして絶対審査基準というものが設けられておりますが、これを基本としながら、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティー対策その他必要最小限の事項を設定していきたいということでございます。

また、無線局の開設の期限につきましては、我が国における２６ＧＨｚ帯の割当ては今回が初めてということもありますので、機器の普及に要する期間等も想定し、認定日から一定程度の期間を設けたいということでございます。なお、全国枠については、地域枠よりも柔軟に無線局を設置することが可能でありますので、早期に開設することを求めるということも記載をしております。

最後に、全国枠については、一部の地域にしか無線局が設置されないことによって、周波数の死蔵が生じるリスクもありますので、それを抑止する観点から、全国各地域の整備を促進するために一定の条件を設けていきたいということも記載をしております。

本件に関する御説明は以上になります。

続きまして、「令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果について」ということで、こちらについては、前回の電監審で御説明をした電波の利用状況調査の追加報告という位置づけで御説明させていただくものでございます。その対象は、衛星ダイレクト通信に使用している２ＧＨｚ帯ということでございます。

次のページをお願いします。こちらが今回の調査の背景というものでございます。令和６年度の電波の有効利用評価の結果においては、令和７年春頃に本格サービス提供予定の衛星ダイレクト通信が２ＧＨｚ帯において想定されているということも踏まえて、現行の有効利用評価方針の見直しの有無を検討する

必要があるとされたことを踏まえて、ＫＤＤＩが使用するこの２ＧＨｚ帯について、次の帯域ごとにそれぞれ基地局数等を調査することとしたものでございます。

１つ目が衛星ダイレクト通信システムと周波数を共用する帯域ということで、この５ＭＨｚ幅。２つ目が、携帯無線通信システムに使用する帯域ということで、残りの１５ＭＨｚ幅、こちらについてそれぞれ調査を行ったということでございます。下の図にイメージ図が記載をしておりますので、こちらも御参照いただければと思います。

次のページになります。こちらが調査結果になります。【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】この数字につきましては、衛星ダイレクト通信システムのサービス状況を示した数字ではないということで、あくまで衛星ダイレクト通信システムの共用している携帯電話サービスに利用されているネットワークに係る数字であることに御留意をいただければというふうに思います。

私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、質問をよろしくお願いします。それでは、順番にお聞きしていきますので、質問される方はどちらの案件についての御質問かを最初に明確にしてからお願いします。

それでは、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。御説明ありがとうございました。オークションに関して１点お願いです。御説明にもあったとおり、この周波数割当てでオークション方式を導入するのは初めてということで、シンプルさ、分かりやすさに努めるということと、あと、必要レベルの透明性ということに留意をするということが大事で、地域枠と全国枠と、この２通りあるということ等々、最初は

なかなか理解が進まないところもあると思います。また一方、社会からの注目度というところもあると思います。そういう意味で、この意見募集で来た意見に対する対応なり、最初のオークションに関する進め方なり、ぜひ丁寧に進めていただければというふうに思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

佐藤企画官から何かございますか。よろしいですか。

○佐藤移動通信企画官　コメントありがとうございます。いただいたコメントを踏まえて丁寧に進めてまいりたいと思いますし、また、今回、我が国初めての価額競争、オークションであることも踏まえて、いわゆる入札参加者の方からもより分かりやすい形で、この価額競争について示していくことが重要であると思います。この情報発信の在り方なんかも、こちらも併せて丁寧に検討を進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　私も特に質問ではなく感想になりますが、今、大久保委員がおっしゃいましたように、やはり価額競争のほうは丁寧に進めていっていただきたいということと、それを実際に実施していくことが電波の有効利用にきちんとつながっていくということが大切だと思いますので、そこも含めて、皆さんの理解をより深めていただければいいなというふうに思っています。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。御説明ありがとうございました。私も特段意見あるいはコメントというよりは、感想ということですけれども、いずれも現在進行形の制度設計、それから、今後フォロー調査が求められてくるものと理解しております。また、最終的には利用者目線、それから利用者利益も考慮する必要も

出てくるかと思いますので、既に御指摘のとおり、社会公共への発信というのは丁寧に行っていただければと思っております。以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。私も他の委員の先生方と同様に、新しい制度を導入するということで、トライ・アンド・エラーのところもありますので、丁寧な御検討、御説明とともに進めていただければと思っております。

１点質問なんですが、諸外国の先行しているオークション制度を一応調査なされて、それを踏まえて今回の制度を構築されたということなんですが、今回、諸外国にはない我が国固有の工夫ないし制度といったものは何かあるんでしょうか。あるいは、全て諸外国のいろいろな前例を踏まえて導入したものになるんでしょうか。参考までに御教示いただければと思います。

○佐藤移動通信企画官　御質問ありがとうございます。先ほど御説明したとおり、諸外国でも、オークションで割り当てる周波数の枠の数であるとか性質なんかも踏まえて、それでオークション方式を選択しているということでございます。今回についても、その考え方に基づいて、この次のページでございますが、同時時計オークションというものを採用することとしたいということでお示しをしたものでございます。

こちらについては、もう一つやり方としてあったのが、入札者が直接価額を指定して入札をするという指し値でやる方式、ＳＭＲＡと呼ばれるものですが、こうしたものも検討の俎上には上がっておりました。ただ、これについては、我々、いわゆる分かりやすさ、シンプルという観点から、今回同時時計オークションというものを採用したものでございまして、こちらについては、諸外国の事例というよりは、我が国の事情なんかも考慮しまして、こうした結論とさ

せていただいたものでございます。以上です。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございました。理解いたしました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私からも質問ですけれども、この地域枠に関しては、１つの周波数帯を割り当てるということですけども、次にある同時時計オークションに関しては、各地域ごとのある特定の地域を限定して、そこでオークションを時計方式で行うという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤移動通信企画官　御指摘のとおりでございます。我々のほうで地域を設定し、それぞれの地域ごとに価額を提示しまして、その価額に対して入札者が入札をする、しないを示していただくというやり方でございます。地域ごとにそれをやっていくということでございます。

○笹瀬会長　分かりました。

○佐藤移動通信企画官　それを同時に進めていくということで、地域ごとで開始・終了ということではなく、全ての地域で同時開始・同時終了となりますので、全ての地域同時に行っていくということが今回特徴になっております。

○笹瀬会長　なるほど。そのときに、新規事業者・地域事業者というのは、地域をまたがってもいいんですよね。新規事業者も、２つ３つそういう地域があったときに、それに関して応札しても構わないということでよろしいでしょうか。

○佐藤移動通信企画官　御指摘のとおりです。どのように地域を割っていくかというのは、これから価額競争の実施指針の中で定めていく予定でございますが、笹瀬会長御指摘のとおり、複数の地域を指定して応札をしていくということも可能というところになっております。

○笹瀬会長　分かりました。どうもありがとうございました。

ほかに何か質問とか御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、利用状況調査の調査結果の案件に関して質問は特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で２件の報告事項を終わりたいと思います。御説明どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官　ありがとうございました。

（３）電波の利用環境の在り方に関する検討結果

○笹瀬会長　それでは続きまして、報告事項「電波の利用環境の在り方に関する検討結果」につきまして、向井電波環境課長から御説明よろしくお願いいたします。

○向井電波環境課長　電波環境課長の向井です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、電波の利用環境の在り方に関する検討結果について御説明をさせていただきます。

本件は、本年２月に総務大臣より情報通信審議会に諮問いたしまして、先月９月１１日に一部答申をいただいたものでございます。

それでは、次ページ以降で、内容について御説明させていただきます。

次のページをよろしくお願いします。まず、検討の背景でございます。我が国は、人口減少・少子高齢化に直面しておりまして、生産性の向上に取り組むことが喫緊の課題となってございます。また、電波を使ったシステム・サービスは、国民生活や経済活動に深く浸透しておりまして、国民生活を便利で安全・安心なものにすること、そして、経済成長の源泉となる可能性があるというところでございます。こうしたことを踏まえまして、本年２月、国が取り組むべき電波の有効利用の推進の在り方について情報通信審議会に諮問をしたところでございます。情報通信審議会では包括的な検討が進んでおります。

本日御報告させていただきますのが、今般答申をいただきました、複数諮問事項の中の１つでございます、電波環境分野における利用環境の変化と優先課題についてでございます。

まず､左側のボックスになりますけれども､電波の利用環境につきましては、Ｂｅｙｏｎｄ　５Ｇを見据えた更なる高周波数帯の利用拡大、また、右のほうのボックスになりますけれども、モバイル機器の増加や無人ロボットの導入など、高周波利用設備を含む無線機器の利用形態の変化、そして、電気自動車、それから無人搬送車、こうしたものをはじめといたしまして、無線による非接触給電のニーズ、それからユースケースの増加といったような変化が顕在化しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、一番下のオレンジ囲みのところでございますけれども、優先課題は３つ。１つが、電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方。２つ目が、情報発信・啓発等の在り方。そして３つ目が、ワイヤレス電力伝送でございますが、ＷＰＴに関する制度運用の在り方について課題を設定していただきまして､御検討いただき､答申をいただいたものでございます。

次ページ以降で概要を御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

まず、検討課題①でございます。電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方というところでございまして、我が国では電波の安全性に関する研究というものを進めてきておりまして、その成果につきましては、これまでも、ＩＣＮＩＲＰと申しまして、国際非電離放射線防護委員会という、ＷＨＯとも公式に連携している国際的な委員会がございますけれども、その中でのガイドラインの策定等に積極的に活用されているところでございます。また、我が国の電波防護指針につきましても、こうしたものと整合的に運用しているところでございます。今後も引き続き、こうした国際的な検討への貢献ですとか、あるい

は国内基準を策定する場合に、他国の研究によらずに検証していくということができるようにするために、我が国で主体的に研究を推進していくことが適当であることとされました。

また、２つ目のポツでございます。総務省では、電波の安全性に関する研究のロードマップを策定しているのですけれども、こちらは２０１８年に策定したものでございますが、策定から約７年が経過していることもございまして、電波利用の高度化ですとか国際機関の動きなどを踏まえまして、見直すことが適当とされてございます。

そして、今回の見直しのポイントについて御説明をさせていただきます。真ん中の表になります。こちらのロードマップの中では、研究内容を３つに分類しております。左の黒いところでございますけれども、１つ目が、電波が人体に与える影響を評価するリスク評価に関する研究でございます。２つ目が、リスク評価を基に、電波の強度が一定以下になるように管理をする、リスク管理に関する研究でございます。３つ目が、一番下になりますけれども、こうした知見を基に、国民の皆様にその影響を分かりやすく伝えていくというリスクコミュニケーションに関する研究というふうに分類してございます。

見直しの内容でございますけれども、まず、リスク評価につきましては、１つ目には、熱作用ですとか刺激作用といった科学的に確立した作用について、ＩＣＮＩＲＰが公表した研究課題を踏まえて見直しを行うということ、それから、発がん性等の必ずしも科学的に確立していない作用については、ＷＨＯにおいて見直しが進められております環境保健クライテリアの改定後に改めて検討するということとされております。

②でございますけれども、２０２５年以降の研究課題が未確立でございました。こちらについては、国際機関の最近の動きなどを踏まえまして、研究課題を３つ、痛覚閾値、それから深部体温上昇と健康への影響、そして眼球の損傷

と機能について追加をするということとされてございます。

そして、熱作用の反応閾値の研究につきましては、今後需要が見込まれているのですけれども、検討が非常に難しく、長く時間がかかるということもございますので、研究の開始を一部前倒しするようにということで、お示しいただいたところでございます。

続きまして、リスク管理につきましては、④でございますが、ブルーのところです。今後のより高い周波数帯での利用拡大を見据えまして、吸収電力密度の測定方法につきまして、より高い周波数帯の研究を追加するということ、それから､テラヘルツ波のばく露量標準の確立を前倒しするということ､そして、⑤でございますけれども、ばく露評価というのは非常に工数がかかりまして、省力化をしていこうというところで、ＡＩ等を活用した適合性評価方法についての研究を追加するということもいただいております。

また、一番下のリスクコミュニケーションのところにつきましては、⑥でございますけれども、２０３０年代頃からＢｅｙｏｎｄ　５Ｇに係るデータの取得等々、こういったものを追加するということで、見直しの内容を御提示いただいております。

今後の研究の進め方でございますけれども、具体的な研究の実施に当たりましては、その時点で内容、期間を精査いたしまして、より幅広い方々に研究に参入していただくということを促すということですとか、あるいはロードマップを適時に見直しを行うことが重要であるということをいただいております。

また、大学、研究機関や企業等を含めまして、研究者の育成を促すエコシステムの構築に向けた努力が重要というふうにもされてございます。総務省におきましては、こちらいただきました答申を踏まえまして、ロードマップの更新を行っております。

次のページをお願いいたします。こちらは少し込み入った資料になってござ

いますけれども、今御説明いたしましたポイントを更新しましたロードマップの全体像でございます。中身につきましては、今御説明した内容と重複いたしますので、詳細の御説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。次に、検討課題の②でございまして、電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方でございます。まず、現状と課題でございますけれども、過去の５Ｇの導入・普及の際に、他国においては、デマ情報等に基づく社会問題が発生しまして、我が国においても、総務省に窓口を設置しておりますところ、多くのお問合せがあったということがございました。これまでも、総務省、携帯電話会社、研究機関等では、情報発信や啓発の取組や連携を行ってきておりますし、先ほども御紹介いたしましたリスクコミュニケーションの取組や研究というものも行ってまいっております。ただ、今後将来的に、Ｂｅｙｏｎｄ　５Ｇの導入・普及に向けまして、国民の皆様が安心して電波を利用できるように、情報発信・啓発をしっかりと適切に進めていく必要があるということでございます。その際に、単に安全性を強調するのではなくて､科学的に確立している根拠ですとか情報をしっかりと踏まえながら、適切な内容や手段を用いることに留意をすべきというふうに御指摘をいただいているところでございます。

今後の取組の方向性、オレンジ色のところでございますけれども、Ｂｅｙｏｎｄ　５Ｇの導入・普及の本格化に向けまして、総務省、携帯電話会社、そして研究機関等においては､情報共有の枠組みを設けまして知見の共有等を図り、また、その情報発信の内容や方法につきましては、動画等の効果的な発信方法ですとか、あるいはサイエンスコミュニケーターの方々の知見の活用により、より正確でより良いものとしていくこと、そして、リスクコミュニケーションの研究もしておりますので、そこで得られた知見を整理し、共有して、活用していくということを御指摘いただいているところです。

次をお願いします。こちら、３つ目の検討課題でございます。近接結合型ＷＰＴ、ワイヤレス電力伝送の制度運用の在り方についてでございます。近年、脱炭素化に向けました取組の一環としまして、電気自動車の需要増加ですとか、あるいは製造・物流現場において、自動化に伴って無人搬送車の普及が進んでおります。それらに対して効率的に給電ができる近接結合型のＷＰＴへの期待も高まっているというところでございます。

近接結合型のＷＰＴの設置に当たりましては、原則として装置ごとに個別に許可を取る必要があるのですけれども、このＷＰＴの普及促進のために、総務省では一部のシステムの型式指定を行っております。そして、型式ごとに設置許可を不要とできるように、制度改正をしているところでございます。しかしながら、必ずしも普及につながっていないという状況がございます。

現状と課題を分析いたしますと、ピンクとブルーの辺りを御説明いたしますけれども、例えば、型式指定を行うシステムの優先順位等が明確でなく、制度化までの見込みが立てづらいということですとか、制度化に当たって、共用検討など検討事項が非常に多くございますけれども、ゆえに検討に時間がかかってしまうということ、それから、国際規格も検討が進んでいるけれども、こちらの進捗も見なければ、先んじて日本で制度化しても、国際規格との不整合を生じてしまう可能性がある、そういった課題がございました。

このような課題を解決するために、３つの対応策をお示しいただいておりまして、中段の少し下辺りにある図のほうが分かりやすいかなと思いますが、こちらを御覧になりながら御説明をさせていただければと思います。まず、対応策の１つ目でございますけれども、国際規格を活用した型式の指定化ということでございます。こちらは、国際規格にＣＩＳＰＲ規格というものがございますが、国際規格を検討するときにしっかりと検討をしていただいておりますので、そういった条件もうまく活用しながら国内の検討を迅速化させるというこ

とが、対応策１としてあるということをいただいております。

また、対応策２といたしましては、型式指定の検討を行う際に、十分な普及実績があるなどの場合に、まずは検討開始をするということと、先ほども申し上げました共用検討など技術的検討を結構いっぱいやらなければならないのですが、こちらは、制度化の検討の開始前に関係者で十分な検討を行うことということもいただいております。

対応策３でございますけれども、個別許可の制度の周知ということがございます。型式の指定を受けていない製品でありましても、個別の許可で使用が可能となってございますので、関連するルールを周知いたしまして御活用いただくということが大事だということをお示しいただいております。

こうしたことによりまして、（２）のところでございますが、型式の指定に関する検討の所要時間を最短で６か月程度まで迅速化することができますし、こうしたことで、メーカーの皆様の事業化の見通しを良くするということ、それから、近接結合型ＷＰＴの普及を促進していけるということ、また、関連業界の積極的な国際規格の検討への参画によって、我が国の関連産業の国際展開に寄与するということが期待されるとされております。

以上が、今般、情報通信審議会によりいただきました一部答申の内容でございます。総務省といたしましては、いただいた答申を踏まえまして、今後、例えば今般更新いたしました研究のロードマップに沿って研究を進めまして、その結果を参考に、必要に応じて制度改正を行うなど、必要な施策を推進していきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。御説明ありがとうございました。今御説明あったとおり、電波の利用の高度化が進捗をすればするほど、その安全性に関する様々な意見というのも今後もいろいろ出てくると思われます。そういう意味では、電波の利用の高度化と安全性の確認・周知というのは、ある意味、車の両輪みたいなものだと思いますので、引き続き、研究、検討、それから、当然その研究成果のタイムリーな開示というものをお願いしたいと思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　御説明ありがとうございました。国として、そして業界として、電波の安全性に関して様々な取組をされているということがよく分かりましたけれども、国民にはそのことがまだ伝わっていないところもあると思いますので、まずは発信と、そして、大久保委員からもお話ありましたように、やはり説明、皆さんにそれを情報発信して啓発をしていくに当たっては、分かりやすく丁寧な対応というのをぜひ続けていっていただきたいなと思っています。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。御説明ありがとうございました。検討課題、３つとも非常に重要ということでございますが、１点お伺いさせていただければと思っております。検討課題③のワイヤレス電力伝送の制度運用の在り方というところでございますが、確かに、メーカーの事業化の見通しをよくするといったような形で、対策３等に移っていっているわけなんですけれども、例えばこのメーカーのというんでしょうか、顧客側のニーズ、つまり、メーカーがこれを作って、それを実際に実装する側のニーズというのはどういうものなのでしょうか。市場環境というものを理解していない質問という形になってしまいますが、

メーカー側に対する、製造サイドに対する施策としては非常によく分かるんですが、その先に向けた施策等というのは検討の俎上に上がっていたのか、あるいは検討している最中なのかなど、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○向井電波環境課長　御質問ありがとうございました。使う方々に向けた施策等についての検討は、具体的にはございませんでしたが、ただ、やはり先ほども少し申し上げました、活用ニーズは高まってきているというところで、タイムリーに製品を出していけるような環境をつくっていかなければならないという点を重視した議論をしてまいりました。ですので、こうした制度整備をすることによりまして、ユーザーの方々の利便性の向上にもつながっていくと考えております。

○西村委員　分かりました。ユーザーサイドのほうへの周知徹底も必要かなと思った次第でございます。ありがとうございます。以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。検討対象、そして今後の取組の方針いずれにつきましても、非常に納得できるものでしたので、このような御提案の内容で推進していっていただければと思います。私から追加のコメントはございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私から、非常に細かく検討されていていいと思いますけれども、１点お伺いしたいことは、３ページ目にある電波の安全性に関して、リスク評価やリスク管理が必要なんですけれども、これは、どちらかというと工学的な研究開発ではなくて、医学と連携したような研究というか、評価ですよね。最後の今後の進め方のところに書いてありますように、大学、研究機関や企業等を含めた、

研究者の育成をするということですけども、これは具体的には、今はどこがやっているのでしょうか。言い方を変えると、これがミリ波とかテラヘルツ波になると、かなり高い周波数帯なので、研究をやっている方はいらっしゃいますけど、そういう方は主に研究開発をやっていて、こういう評価はあまりしないと思うんです。

そういうことで、こういうふうな特に安全性に関しては、研究をしているような研究機関もしくは大学院を通して、補助金を払ったり、例えば電波利用料を使うとか、そういうことはなされているのでしょうか。もしくは、こういうことを主にやっている機関はあるのでしょうか。ＮＩＣＴがやっているんですか。そこを教えていただければと思います。

○向井電波環境課長　御質問ありがとうございます。今、具体的に育成にフォーカスした施策というのは実はないのですけれども、ただ、こうした研究内容を、例えば国際的に共有するような会議を開催して、そこに多くの学生の皆様ですとか、あるいは研究者の方々や関係のメーカーの方々をお招きして情報共有をするというところから始めてございます。ＮＩＣＴなどでも研究をする中でそういった取組をしていただいているのですけれども、今後強化が必要であろうというところで御指摘をいただいたところでございます。

○笹瀬会長　分かりました。特にミリ波とテラヘルツ波となると、まず測定器からしてあまりないんです。ですから、そういう面では、こういうリスクを測るためには、例えば眼球の中でどう影響があるかということに関しては、医者の力を借りたり、かつ、それをきちっと測れるような装置を開発したりということで、普通の研究開発ではなく、たくさん売れるものではないので、補助金なり、もしくはそういうサポートする仕組みがないと、なかなか研究開発者、研究者の育成、もしくはこういう研究をしっかりやるような組織的な運用がしにくいと思うんです。だから、そういうこともぜひ考えていただいて、やはり

国際的にここでもリーダーシップを取れるような、特に日本の場合は狭いところに人がいっぱいいますから、より危険性が高いという気がしますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○向井電波環境課長　ありがとうございます。少し補足をさせていただきますと、研究に対しては、電波利用料を使いまして補助といいますか、サポートをさせていただいております。そういったプロジェクトの中での育成はありますが、育成にフォーカスした施策等はないという意味で御説明をさせていただきました。ちょっと分かりづらかったので、補足させていただきます。すみません。

○笹瀬会長　分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、ほかに追加の御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

○向井電波環境課長　ありがとうございました。失礼いたします。

○笹瀬会長　それでは次に、有効利用評価部会の報告に入りますので、出席されない職員の方は御退室をよろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局職員（一部）退室）

報告事項（有効利用評価部会）

有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。

報告事項「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、西村部会長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員　承知いたしました。部会長の西村でございます。それでは、報告資料に基づきまして、部会の活動状況を御報告申し上げます。

９月期の電波監理審議会以降、部会につきましては、２回開催いたしました。

資料上段にございます、９月１８日に開催いたしました第４９回会合における主な概要といたしましては、（１）から（４）まで４点がございます。

（１）の周波数再編アクションプランの案と（２）の携帯電話等の利用状況の調査結果につきましては、９月の審議会において総務省から報告があったものと同じ内容となっております。そして、この（２）の報告を基に、部会におきまして、令和７年度の携帯電話等に係る評価の検討を開始いたしました。

まず、（３）といたしまして、携帯電話等の評価を中心といたしました令和７年度下半期の有効利用評価の進め方の議論を行いました。この後、概要を御説明いたします。

次に、（４）としまして、携帯電話等の評価に関わる免許人へのヒアリング項目のうち、昨年度の評価結果において提示されております検討課題に関するものと、それから定性評価に関するものにつきまして、議論を行いました。

続いて、資料中段にございます１０月２２日に開催いたしました第５０回部会会合におきまして、主な概要としては、（１）から（４）まで４点がございます。

まず、（１）につきましては、令和８年度の電波の利用状況調査に係る調査方針案について、総務省から報告がございました。

（２）の２ＧＨｚ帯に関する追加報告につきましては、本日、総務省から報告があったものと同じ内容となっております。

（３）につきましては、携帯電話等の評価に係るヒアリング項目のうち、定

量評価に関するものについて議論を行っております。

（４）でございますけれども、進捗評価におきまして、技術導入状況の判定方法の見直しについて議論を行っております。

最後に、今後の当面の予定でございますが、報告資料の２ページを御覧ください。青で示しているのが携帯電話等関係、緑で示していますのが携帯電話等以外の対応スケジュールとなっております。本日は、青の携帯電話等関係についてのみ御説明をさせていただければと思います。

上の線表を御覧ください。上段が本審議会、下段が評価部会をお示ししております。下段の部会の欄でございますけれども、来月１１月１９日、２０日におきまして、免許人に対するヒアリングを実施する予定でございます。こちらは対面での開催を予定しております。

そして、１２月には２回部会を開催する予定でございまして、携帯電話等の評価結果案を取りまとめ、１月の審議会に報告をする予定となっております。そこで御了承いただいた場合におきましては、意見募集を開始するというスケジュールとなっております。

また､年を越しまして１月の部会では､評価方針の見直しを検討いたします。

２月の部会におきましては､評価結果案の意見募集結果を取りまとめまして、３月の審議会に報告をすることになっております。そこで御了承いただきました場合には、令和７年度の携帯電話等の評価結果が確定する、このようになっております。

部会からは報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。御説明ありがとうございました。部会の先生方に

は、お忙しいところ、鋭意検討を進めていただきまして、ありがとうございます。また、これから１１月以降もめじろ押しということで、引き続きよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　できる限り傍聴させていただきながら、何とかついていこうとさせてはいただいているんですが、本当に皆さん専門分野のところからいろいろ厳しい御意見をおっしゃっていて、とても勉強になります。今後ともよろしくお願いします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。携帯電話という一番重要な、大事なところでの調査が進められるということで、委員の皆様方には、引き続き尽力をよろしくお願いいたしたいと思います。御説明ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私からも、非常に大変な仕事がいっぱいありまして、西村部会長、どうぞよろしくお願いいたします。特に１１月に関しては、ヒアリングが夜遅くと、それから翌日と､ほとんど一日中行われますのでかなり大変だと思いますけども、このヒアリングは非常に有意義な質疑応答ができますので、ぜひいろいろ聞いていただいて、今後の電波の有効利用に資するようなディスカッションができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員　皆様方の御意見をしっかり賜りながら、有効利用評価を適切に行えるよう、慎重かつ丁寧にやっていければと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに追加の質問､御意見等ございませんでしょうか｡よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方に御退室よろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局職員退室）

閉　　会

○笹瀬会長　それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は、令和７年１１月２８日の午後３時から実開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。